

地域防災指導員連絡会の概要



令和 6 年 4 月
藤枝市地域防災指導員連絡会

もくじ

第1章 藤枝市地域防災指導員の足跡.....	1
(1) 養成講習会開催の経緯	
(2) 地域防災指導員の役割	
(3) 地域防災指導員の実績	
第2章 藤枝市地域防災指導員連絡会の足跡.....	3
(1) 発足の経緯	
(2) 地域防災連絡会の役割	
第3章 地域防災の現状と課題	4
(1) 地区連絡会の発足	
(2) 自主防災会との連携	
(3) 地区連絡会の財源確保	
(4) 地域住民の防災意識の高揚	
第4章 資料編	5
◇ 会則	
◇ 連絡会名簿	
◇ 令和6年度地域防災指導員養成講習会のカリキュラム	

第1章 藤枝市地域防災指導員の足跡

(1) 養成講習会開催の経緯

東海地震に備えて自主防災組織の強化・充実を図るために、地域防災指導員養成講習会をスタートしました。

藤枝市では、自主防の約6割で町内会長が自主防災会長を兼ね、町内会の組長が防災委員を兼任している。この体制はコミュニティ活動と自主防災活動を有機的につなげることができるが、一方で町内会長の負担が多く、持ち回りの防災委員では専門家が育たないという課題が指摘されてきました。そこで本市では平成14年度初めて各自主防に消防OBや警察OBらの人的資源を生かすこととし、地域防災の専門家として、自治会長や町内会長、自主防災会長をサポートするリーダーの防災指導員を養成することにしました。3年間で市内161の自主防災組織に1人ずつ、指導員を配置することを目標として、本講習会を開催いたしました。

平成18年度以降の取り組みとしましては、藤枝市総合計画（後期計画）に地域防災指導員養成講習会を5年間継続事業として位置づけを行いました。

今後の目標として、藤枝市地震対策アクションプログラム2023に掲げた、地域防災指導員に関する以下の3点を目標に掲げ養成講習会を開催いたします。

- ・ 地域防災指導員が1人以上いる自主防災会の割合（100%）
- ・ 地域防災指導員養成講習会（初級）に参加（年100人）する人数（100%）
- ・ 地域防災指導員養成講習会（初級）に参加（年10人）する女性の人数（100%）

※%は令和14年度の数値目標

(2) 地域防災指導員の役割

○ 地域防災指導員の位置付け

- ・ 自主防災会長の補佐役として、自主防災組織の各種の防災活動を指導する。
- ・ 委嘱・任命等は、各自主防災組織・各事業所で検討する。
- ・ 市からの費用弁償・報酬はなし。
- ・ 市は、地域防災指導員名簿を作成し、住所・氏名等を登録する。
- ・ 各種の防災活動は、原則として各地区とする。

○ 地域防災指導員に期待する活動と効果

- ・ 自主防災会長の補佐役
⇒ （効果）自主防災組織の活性化
- ・ 自主防災組織に対する個別指導
⇒ （効果）防災委員などの役員の育成・資質向上
- ・ 地域（地区）、事業所における実践的な訓練の普及促進
⇒ （効果）災害時における地域住民・従業員の対応能力向上
- ・ 県や市からの防災情報の伝達・提供・広報・主要施策の推進協力
⇒ （効果）地域での防災情報の共有化
住民の防災意識の高揚、防災対策の徹底

○ 地域防災指導員に期待する指導内容

- ・ 「わが家の地震対策3本柱＋1」の啓発
- ・ プロジェクト「TOUKAI—0」（木造住宅の耐震化）の啓発
- ・ 災害図上訓練の実施
- ・ 自主防災組織のネットワークづくり
- ・ 各種台帳作成支援
- ・ 自主防災計画書の作成支援
- ・ 避難生活計画書の作成支援
- ・ その他防災関係情報の伝達・提供・解説

(3) 地域指導員の実績（R 6 年 4 月 1 日現在）

○ 各地区の指導員数

瀬戸谷	稲葉	葉梨	広幡	西益津	藤枝
20 人	13 人	103 人	52 人	46 人	184 人
青島北	青島南	高洲	大洲	岡部	
89 人	114 人	67 人	53 人	169 人	

※左車自主防災会は、指定避難所が藤枝北高校のため西益津地区に含む

○ 団体等の指導員数

V C F	無線	企業・福祉	消防団	市職員	市外
20 人	3 人	16 人	1 人	1 人	1 人

○ 地域防災指導員充足率（202 自主防災会）

項 目		自主防災会数	割合（％）
選 任		192	95.0
	うち人数が 1 名の自主防災会	23	11.4
	うち人数が 2 名以上の自主防災会	169	83.7
未選任		10	5.0

第2章 藤枝市地域防災指導員連絡会の足跡

(1) 発足の経緯

地域防災指導員による連絡会は、平成16年度に各地区・ボランティア・事業所などの代表者により代表者会議を重ね準備作業を進め、平成17年4月に正式に発足いたしました。概ね2ヶ月に1回の割合で各地区の指導員の代表者が情報交換を行っています。

この連絡会は、

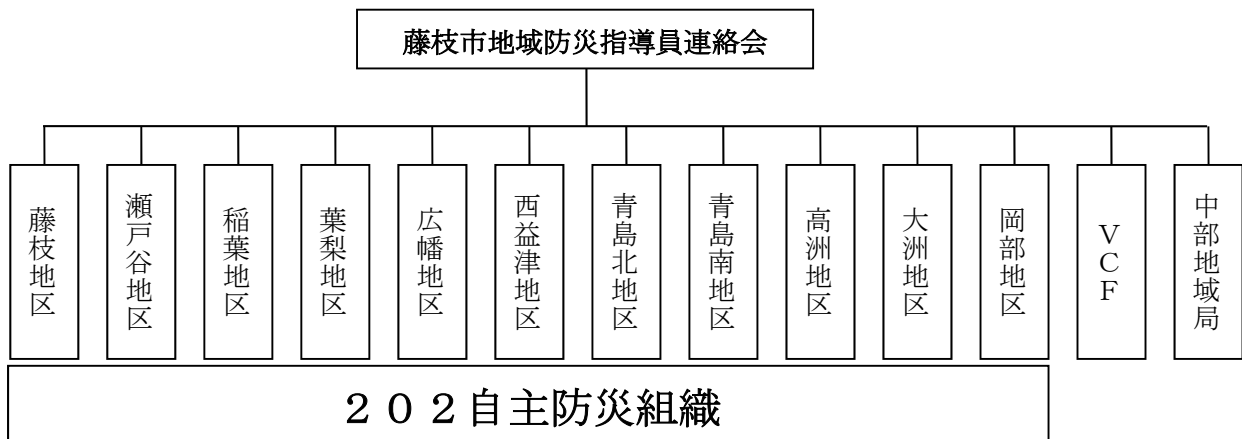
- ① 地域防災指導員の活動を援助する。
- ② 自主防災組織の強化充実を図る。
- ③ 市と地域指導員の協働を目的とした活動を実施する。
- ④ 地域防災指導員の地位の確立を図る。

この4項目を目的としております。

現在では、各地区でも自治会長・町内会長・自主防災会長と連携しながら、指導員を中心として地域防災力の強化を図るため、さまざまな防災活動が実施されております。

(2) 地域防災指導員連絡会の役割

- ① 各地区・ボランティア・事業所などの代表者は、この連絡会を通じて、県や市からの最新の防災情報を各地区の指導員に伝達を行う。
- ② 自主防災会長を補佐するとともに、各地区で実施する実働訓練・災害図上訓練・防災研修会などの企画・立案を行い、活動を実施する。また、年間の防災活動を取りまとめ、この連絡会で情報交換を行い地域全体の防災力の強化を図る。
- ③ 各地区の問題点や課題の抽出を行い、具体的な改善策を検討する。



第3章 地域防災の現状と課題

(1) 地区連絡会の発足

各地区で指導員代表者の熱意と努力により連絡会を発足し、情報交換が行われております。

また、地域の特性を生かした研修会や災害図上訓練などを実施しております。今後につきましても各地区の連絡会を定期的に開催し、防災活動を継続する必要があります。

(2) 自主防災会との連携

地域により自主防災活動への取り組みは格差があります。訓練のマネリ化、役員の任期、高齢化や住民のコミュニティ意識の希薄化など様々な問題を抱えているのが実情です。自主防災組織を活性化させるためには、リーダーとなる方の熱意やリーダーシップによるところが非常に大きいと考えられます。

そのため、自治会長・町内会長・自主防災会長との協力体制を強化して、防災活動を推進することが重要であると思われます。

(3) 地区連絡会の財源確保

自主防災活動を推進するためには、活動するための財源の確保が必要となり、自治会長・町内会長との連携を図りながら進めていく必要があります。

(4) 地域住民の防災意識の高揚

防災対策の基本は自助努力です。「自分の命は、自分で守る」「自分たちの地域は、皆で守る」という意識を持つ必要がありますが、防災意識は時間と共に希薄化してしまいます。

南海トラフ地震のような大規模災害発生時には、個人や家族だけで出来ることは限界があり、危険や困難を伴います。

このような時には、隣近所の地域の皆さんがお互いに協力し防災活動に取り組むことが求められます。この防災活動に取り組む組織が自主防災組織です。

第4章 資料編

◇ 藤枝市地域防災指導員連絡会会則

第1条 会の名称及び事務所

本会は、「藤枝市地域防災指導員連絡会」（以下「連絡会」）と称し、事務局を藤枝市役所総務部危機管理センター地域防災課内におく。

第2条 目的

本会は、藤枝市地域防災指導員が効果的に活動するための方策を協議することを目的とする。

- (1)地域防災指導員の活動の援助。
- (2)自主防災組織の活性化。
- (3)藤枝市と地域防災指導員の協働を目的とした活動。
- (4)地域防災指導員の地域での地位の確立。

第3条 事業（活動）

本会の目的を達成するため、概ね2ヶ月に1回連絡会を開催し、次の事項について情報交換し、方策を協議する。

- (1)地域防災指導員への防災・災害に関する情報の提供。
- (2)地域間の調整。
- (3)自主防災組織への施策の提案。
- (4)地域防災指導員の再教育の立案・計画・実施。
- (5)連絡会を通じて、藤枝市と地域防災指導員との協働を目的とした協議。
- (6)自主事業の展開（小・中学校・市民団体への防災に関する啓蒙等）。

第4条 組織

本会は次の者をもって組織する。

- (1)地域町内会より指名を受け、藤枝市主催の地域防災指導員の初級講習を終了し、自治会内の地域防災指導員より代表者として推薦された者。
- (2)藤枝市内の市民活動団体より指名を受け、藤枝市主催の地域防災指導員の初級講習を終了し、市民活動団体から推薦された者。
- (3)藤枝市内で防災関係の活動を行い、藤枝市又は所属団体から推薦を受けた者。
- (4)藤枝市総務部危機管理センター地域防災課職員。

第5条 役員

- (1)本会に次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 2名

- (2)役員は、代表者の互選による。

第6条 役員の任務

- (1)会長は、連絡会を代表し、会議を招集するとともに、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。
- (3)役員は、本会の目的を達成するための施策を企画し提案する。

第7条 任期

- (1)代表者等の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(2)役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(3)補欠により就任した代表者および役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 始期および終期

本会の始期は、毎年4月1日とし、終期は、翌年3月31日とする。

第9条 付則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

◇連絡会名簿

○令和5年度

	会長	米村 裕之
	副会長	萩原 一郎
	副会長	深谷 英雄
1	瀬戸谷地区	尾下 栄男
2	瀬戸谷地区	小川 智基
3	稲葉地区	森田 優司
4	稲葉地区	坂本 元吉
5	葉梨地区	加藤 恵朗
6	葉梨地区	渡辺 兼巳
7	広幡地区	米村 裕之
8	西益津地区	野間 誠一
9	西益津地区	増田 春利
10	藤枝地区	平井 清隆
11	藤枝地区	深谷 英雄
12	青島地区	杉原 秀雄
13	青島地区	山本 典信
14	高洲地区	平井 正俊
15	高洲地区	増田 裕一
16	高洲地区	飯村 政明
17	大洲地区	杉村 晴生
18	大洲地区	渡辺 学
19	大洲地区	石神 利真
20	岡部地区	武田 仁志
21	岡部地区	大島 靖之
22	岡部地区	萩原 一郎
23	岡部地区	大須賀 禎夫
24	岡部地区	大石 泰弘
25	災害ボランティア	佐藤 滋記
26	災害ボランティア	長谷部 保

○令和6年度

	会長	米村 裕之
	副会長	萩原 一郎
	副会長	深谷 英雄
1	瀬戸谷地区	小川 智基
2	瀬戸谷地区	澤口 英希
3	稲葉地区	森田 優司
4	稲葉地区	坂本 元吉
5	葉梨地区	虎岩 孝
6	葉梨地区	松江 茂則
7	広幡地区	米村 裕之
8	西益津地区	増田 春利
9	西益津地区	前島 茂
10	藤枝地区	平井 清隆
11	藤枝地区	深谷 英雄
12	青島地区	山本 典信
13	高洲地区	鈴木 光彦
14	高洲地区	松林 直樹
15	高洲地区	村松 斉
16	大洲地区	有ヶ谷 喜一
17	大洲地区	堀田 尚宏
18	大洲地区	中村 利裕
19	岡部地区	武田 仁志
20	岡部地区	大島 靖之
21	岡部地区	萩原 一郎
22	岡部地区	大須賀 禎夫
23	岡部地区	大石 泰弘
24	災害ボランティア	佐藤 滋記
25	災害ボランティア	長谷部 保

中部地域局	片瀬 祐介
危機管理課 課長代理	
中部地域局地域課 技師	前島 秀紀
危機管理監	宇野 孝伸
事務局 課長	大須賀 靖幸
事務局 係長	朝比奈 祐人
事務局	栞原 将人
事務局	山本 陽平
事務局	森田 彩恵

中部地域局	片瀬 祐介
危機管理課 課長代理	
中部地域局地域課 技師	前島 秀紀
危機管理監	宇野 孝伸
事務局 課長	大須賀 靖幸
事務局 係長	朝比奈 祐人
事務局	山本 陽平
事務局	森田 彩恵
事務局	友原 樹

◇地域防災指導員養成講習会カリキュラム

初 級 日 程 表

	日 程	科 目	講 師	会 場	備 考
1	7 月 1 8 日(木)	藤枝市の防災体制について	地域防災課	市役所 西館 5 階 大会議室	19:00～ 20:30
		避難行動要支援者の支援について	福祉政策課		
2	7 月 2 5 日(木)	災害医療について	中部健康福祉 センター		
		災害ボランティアセンターについて	社会福祉協議会		
3	8 月 1 日(木)	イメージTEN	中部地域局		
4	8 月 3 日(木)	視察研修	静岡県地震防災センター		9:00 ～ 12:00※
5	8 月 8 日(木)	土砂災害について	島田土木事務所	市役所 西館 5 階 大会議室	19:00 ～ 20:30
		プロジェクト TOUKAI－0	建築住宅課		
6	8 月 2 2 日(木)	原子力防災について	大規模災害対策課		
		台風や大雨に備えて	河川課		
補	8 月 2 9 日(木)	初級補講		市役所 西館 3 階 3 0 2 会議室ほか	

※静岡県地震防災センターへの視察については、参加希望の人数に応じて午前・午後の
2班に分ける可能性があります。

中 級 日 程 表

	日 程	科 目	講 師	会 場	備 考
1	9月19日(木)	NTTの防災対策	NTT西日本	市役所西館5階 大会議室	19:00～ 20:30
		消火・救出活動について	志太消防本部		
2	9月26日(木)	中部電力の防災対策	中部電力パワーグリッド㈱		
		東海ガスの防災対策	東海ガス株式会社		
3	10月 3日(木)	イメージTEN（災害図上訓練）	中部地域局		
4	10月10日(木)	水道の防災対策	上水道課		
		下水道の防災対策	下水道課		
補	10月17日(木)	中級補講		市役所西館5階 大会議室 ほか	

上 級 日 程 表

	日 程	科 目	講 師	会 場	備 考
1	1 0 月 1 9 日(土)	災害時のアレルギー対応 ～非常食への取組み～	ふじえだ アレルギーっ子の会	市役所西館 5 階 大会議室	13:00～ 16:30
		災害時におけるペットへの対策 ～被災動物への取組み～	生活環境課		
2		防災における「多様性」の視点 ～あなたは避難所でどうしますか～	男女共同参画・ 多文化共生課		
		避難行動要支援者の支援について	福祉政策課		
3		災害廃棄物について	環境政策課		
		藤枝市医療救護計画について	健康推進課		